

## 意見の大要

浅野大三郎

### 1 投票手続き等について

両法案ともおおむね選挙の場合と同様の手続きのようであるので、選挙管理委員会は比較的問題なく実施できると考える。ただし、選挙権を有する者と投票権を有する者との範囲が異なる場合には、事務を処理するに際して、周到な準備が必要である。

### 2 公務員の関与に関して

公職選挙法において、公務員法制による規制とは別に、特に地位利用による選挙運動の禁止等に関する規定しているのは、選挙の自由と公正確保のため必要であるから。

国民投票と選挙は、投票という行動において同一性があるとしても、本質的な相違があり、選挙運動に関する規制は、国民投票の際には必ずしも妥当しないのではないかという認識は理解できる。

選挙においては、いずれにせよ複数の候補者（政党）から特定の者（政党）を選ぶ。一方、国民投票は、複数の案から特定の案を選ぶのではなく、発議された案について承認するか承認しないかの意思を表明するものであり、イエス又はノーの投票をする。

また、選挙の場合は、候補者とその支援者、あるいはこれらの者と有権者との間の人と人との結びつきが強いため、社会的に見て適切と考えられる範囲を逸脱した行動が発生し易くなるという面があることは否めない。

国民投票運動に関する公務員の活動について、公職選挙法における規制とは違った規制とする合理性はあるが、地位利用がいけないということをはっきりしておくことが適当と考える。

### 3 メディアとの関係

- ① 無料で行う新聞広告の制度を設けるかどうか、制度を設ける場合にその内容をどのように構成するか
  - ② テレビ等による広告に関する規制をどのようにするか
- が課題と認識。

今日ではテレビの影響力が極めて大きい。

明るい選挙推進協会の世論調査によれば、選挙に関する情報への接触度も、その情報が役に立ったかどうかという意味での有用度も、テレビの報道が最も大きい。テレビと活字の情報媒体との有用度を比較すればテレビの方が高い。

しかし、投票すべき候補者を選ぶための情報の場合と制度の改正又は創設が適当かどうかを判断するための情報の場合とでは、それぞれに、何がより適した情報媒体であるのかは違いうるであろう。国民投票の場合は、読み返しができる活字による情報提供の大さがより高まるのではないか。

投票期日前一定の期間、テレビの広告を制限することは適切である。